

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 3 月 1 0 日
契 約 業 者 名	世紀東急工業（株）横浜支店
契 約 業 者 の 住 所	神奈川県横浜市中区山下町22 山下町SSKビル6階
工 事 の 名 称	R 6 国道 2 4 6 号下鶴間（3）電線共同溝工事
工 事 場 所	自：神奈川県横浜市瀬谷区目黒町地先 至：神奈川県大和市下鶴間地先
工 事 種 別	アスファルト舗装工事
工 事 概 要	【変更概要】本工事については、下記の工種について変更するものとする。 1. 開削土工 一式 2. 電線共同溝工 一式 3. 舗装工 一式 4. 有線通信設備工 一式 5. 構造物撤去工 一式 6. 仮設工 一式 7. 共通仮設費 一式 8. 工期 等
工 期 （自）	令和 6 年 1 2 月 2 日
工 期 （至）	令和 8 年 7 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 3 2, 8 8 1, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	+ 5 4, 7 1 4, 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	2 8 7, 5 9 5, 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	1. 開削土工 関係機関協議の結果、施工時間の制限が生じたため、残土処理工等を数量変更（増）する。 2. 電線共同溝工 現地調査の結果、地中埋設物を確認し施工範囲が変更となったこと、また、関係機関協議の結果、施工時間の制限が生じたため、管路工等を数量変更（増）する。 3. 舗装工 関係機関協議の結果、施工時間の制限が生じたため、仮復旧工等を数量変更（増）する。 4. 有線通信設備工 現地調査及び関係機関協議の結果、地中に埋設されている通信ケーブルの移設方法について協議が整ったことから、有線通信設備工を追加する。 5. 構造物撤去工 関係機関協議の結果、施工時間の制限が生じたため、防護柵撤去工及び標識撤去工等を数量変更（増）する。 6. 仮設工 関係機関協議の結果、施工時間の制限が生じたため、土留・仮締切工及び足場工等を数量変更（増）する。 7. 共通仮設費 現地調査の結果及有線通信設備工の追加に伴い、準備費を追加し、技術管理費を数量変更（増）する。 8. 工期 上記内容の変更により、令和8年7月31日までとする。